

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
1	栗島ふれあい館 庭管理業務	令和 8 年 5 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	公益社団法人 五泉市シルバー 人材センター 五泉市太田 1092 番地 1	令和 8 年 4 月 15 日	161,600 円	見積書の額が五泉市契約事務規則 第 41 条の規定に基づき設定された 予定価格の制限の範囲内で、かつ最 低価格であったため。
2						
3						
4						
5						
6						
7						